

平成 28 年度 第 2 回中区協議会

会議資料

平成 28 年 5 月 25 日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項															
件 名	第10次浜松市交通安全計画策定に係るパブリックコメントの実施について															
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○パブリックコメント実施について 目 的：標記計画策定に当たり、パブリックコメント制度を利用し、広く市民の意見を聞き、計画に反映していく。 実施期間：平成28年5月23日（月）～6月22日（水）まで</p> <p>○計画策定の背景・経緯 ・本計画は、浜松市区域における陸上交通安全に関する長期的な施策を総合的かつ計画的に推進するための長期的な施策の大綱として策定 ・交通安全対策基本法第26条第1項の規定及び国・県の計画に基づき昭和46年から5ヶ年毎に策定している。</p> <p>○第9次計画の目標及びH27の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標年</th> <th>目標値</th> <th>実績</th> <th>目標値との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者数</td> <td>平成27年末</td> <td>22人以下</td> <td>25人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>人身事故発生件数</td> <td>平成27年末</td> <td>8,300件以下</td> <td>8,697件</td> <td>△397件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・人身交通事故及び死者数については、第9次計画の最終年(平成27年)の目標には未到達ではあるが、政令指定都市移行後最も少ない件数であった。 ・高齢社会の進展に伴う、高齢者事故、高齢ドライバーによる事故が年々増加している。</p>		目標年	目標値	実績	目標値との差	死者数	平成27年末	22人以下	25人	3人	人身事故発生件数	平成27年末	8,300件以下	8,697件	△397件
	目標年	目標値	実績	目標値との差												
死者数	平成27年末	22人以下	25人	3人												
人身事故発生件数	平成27年末	8,300件以下	8,697件	△397件												
対象の区協議会	全区															
内 容	<p>○計画の趣旨 ・浜松市区域における陸上交通安全に関する長期的な施策の大綱 ・浜松市の区域における陸上交通安全に関する施策の大綱を定めて事故削減を目指していく。</p> <p>○計画の内容 ・基本理念、道路交通の安全、鉄道交通の安全 など5つの柱を設定 ・柱に対し「目標」「対策を考える視点」「講じようとする施策」を整理・設定 ・計画期間：平成28年度から平成32年度 ・計画最終年(H32年)の目標 人身交通事故件数 6,000件以下 死者数：17人以下</p>															
備 考 (答申・協議結果 を得たい時期、今 後の予定など)																
担当課	道路企画課															

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第 10 次浜松市交通安全計画（案）（概要版）

浜松市交通安全計画は、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、昭和 46 年から 5 ヶ年毎に交通安全計画を策定し、交通安全に関する諸施策を進めてまいりました。今回の計画は第 10 次計画（平成 28 年度から平成 32 年度）となります。本計画は、国、県の交通安全計画に基づき、浜松市の区域における陸上交通の安全に関する長期的な施策を総合的かつ計画的に推進するため定めるものです。

■ 第 9 次交通安全計画における道路交通事故の目標値・実績の推移

	目標年	目標値	実績	目標値との差
死者数	平成 27 年末	22 人以下	25 人	3 人
人身事故発生件数	平成 27 年末	8,300 件以下	8,697 件	△397 件

今回の計画は、第 10 次浜松市交通安全計画（平成 28 年度から平成 32 年度）となり、国・県の交通安全計画に基づき、浜松市の区域における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定め事故削減を目指していくものです。

計 画 期 間

平成 28 年度から平成 32 年度まで

計画の基本理念と目標

－ 交通事故のない社会を目指して －

【基本理念】（1 頁）

- ◆ 人間尊重及び「おもいやり ありがとう」の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指す。
- ◆ 「人優先」の交通安全思想を基本とした、あらゆる施策を推進する。
- ◆ 人間、交通機関及び交通環境という交通社会を構成する三要素について、それら相互の関連を考慮しながら、可能な限り成果目標を設定した施策を市民の理解と協力の下、強力に推進する。
- ◆ 情報通信技術（ICT）を活用するとともに市民参加・協働型の交通安全運動を推進する。

【目 標】

[道路交通]（4 頁）	平成 32 年末 年間死者数	17 人以下
	人身事故件数	6,000 件以下
[鉄道交通]（56 頁）	乗客等の死者数	ゼロ
	運転事故件数の減少	を目指す
[踏切道]（62 頁）	踏切事故件数の減少	を目指す

道路交通事故の現状 (5 頁)

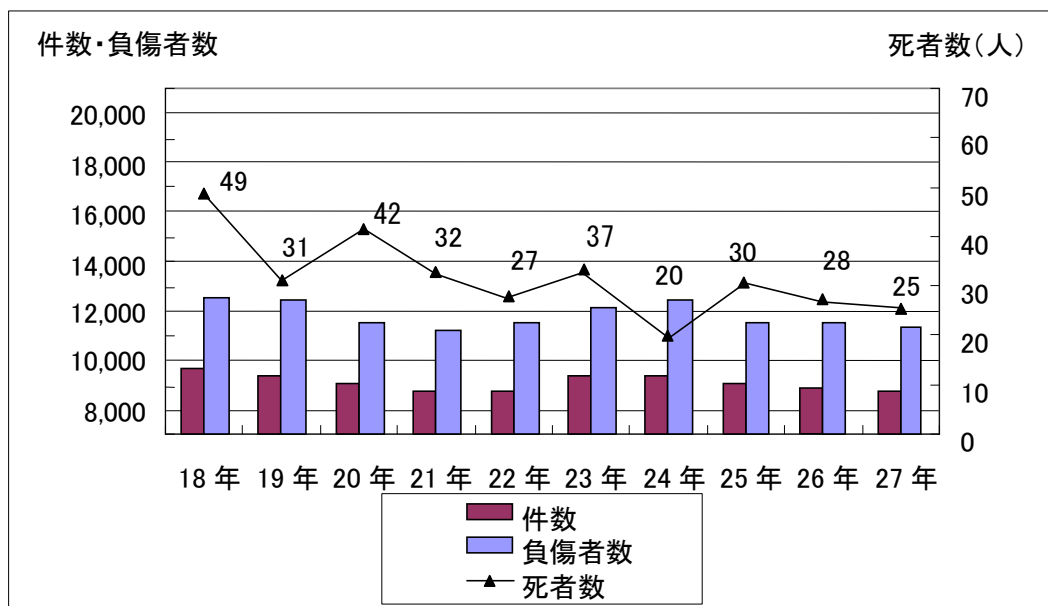
市内の交通事故情勢を見ると、死者数は平成 4 年頃までは 50 人から 70 人前後で推移し、平成 24 年には過去最低の 20 人を達成することができたが、平成 25 年に 30 人に増加し、その後は減少し転じ、平成 27 年は 25 人となった。

また、人身事故の発生件数は、昭和 52 年の 4,221 件を最低に以後増加傾向が続き、平成 18 年には 9,936 件と過去最多を記録した。その後、減少傾向に転じたが、平成 22 年に増加に転じ、その後平成 23 年から増加傾向を示していたが、平成 25 年から減少傾向に転じ、平成 27 年には 8,697 件となった。

(※数値は、いずれも現在の市域に相当する範囲におけるもの。)

■ 道路交通事故による人身事故発生件数、死者数及び負傷者数の推移

年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
件数	9,936	9,553	9,176	8,969	9,050	9,424	9,412	9,039	8,915	8,697
負傷者数	12,665	12,348	11,756	11,466	11,768	12,077	12,302	11,626	11,574	11,330
死者数	49	31	42	32	27	37	20	30	28	25



■ 近年の交通事故の特徴

(1) 高齢者事故の増加

交通事故死者数のうち高齢者の割合が 7 割を超えている。

中でも、歩行者事故については、その 8 割を高齢者が占めている。

(2) 全事故のうち、約半数が交差点及び交差点付近で発生。



道路交通を取り巻く状況の展望

(6 頁)

少子高齢化が進行する中、高齢者人口の増加、中でも高齢運転者の増加は、道路交通に大きな影響を与えるものと考えられる。

今後の道路交通安全対策を考える視点 (7 頁)

① 高齢者と子供の安全確保 (8 頁)

- ・高齢者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成が必要。
- ・子供の安全を確保する観点から、通学路等における歩道等歩行空間の整備を推進する。

② 歩行者と自転車の安全確保 (8 頁)

- ・人優先の考えの下、歩行者の安全確保を図る施策を推進する。
- ・自転車の走行空間の確保と交通安全教育等の充実を図る。

③ 生活道路における安全確保 (9 頁)

- ・生活道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進する。
- ・幹線道路における、事故原因に即した効果の高い対策を推進する。

④ 通勤時間帯における安全確保 (9 頁)

- ・心と時間にゆとりを持った通勤を心がけてもらえるようドライバー等への呼び掛けや、時差出勤への理解を深めるための啓発事業等の充実を図る。

道路交通の安全について講じようとする施策 (10 頁)

1 道路交通環境の整備 (10 頁)

- ・生活道路、通学路等における「人」の視点に立った安全対策を推進する。(10 頁)
 - ・通過交通の排除や車両速度の抑制等ゾーン対策を実施し子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の創出
 - ・通勤時間帯の安全確保を目指し、ドライバー等への啓発

2 交通安全思想の普及徹底 (24 頁)

- ・交通安全の確保は自らの課題と捉えられるよう、人間の成長過程に合わせ、「人優先」の交通安全思想を基本に、幼児から高齢者に至るまで、段階的かつ体系的な安全教育を推進し意識改革を促す。(24 頁)
 - ・児童～高齢者までをそれぞれ項目立てし、段階的な交通安全教育の推進
 - ・「おもいやり あいがとう」の理念の下、交通安全に関する普及啓発活動を展開
 - ・自発光式反射材用品等の普及促進

3 安全運転の確保 (33 頁)

- ・運転者教育等の充実や安全運転管理等を推進する。

4 車両の安全性の確保 (39 頁)

- ・被害軽減対策や予防安全対策の充実を図る。

5 道路交通秩序の維持 (42 頁)

- ・悪質性、危険性、迷惑性の高い違反の重点的取締りを推進する。

6 救助・救急活動の充実 (45 頁)

- ・救助・救急体制の整備・拡充、応急手当の普及等を推進する。
- ・交通事故等による負傷者の救命を図るため、市民に対し、心肺蘇生法や AED の使い方等の応急救護処置の知識の普及に努める。

7 被害者支援の充実と推進 (48 頁)

- ・交通事故被害者等に対する相談及び支援の充実を図る。
- ・交通遺児等福祉手当支給制度

8 研究開発および調査研究の充実 (50 頁)

- ・道路交通安全に関する研究開発の推進を図る。
- ・道路交通事故要因の総合的な調査研究の推進を図る。

第2章 鉄道交通の安全

(54 頁)

鉄道事故の状況

(55 頁)

全国的には鉄道事故は減少傾向にあるが、ひとたび発生すると被害が甚大となり、利用者の利便に重大な支障をもたらす。

今後の鉄道交通安全対策を考える視点

(55 頁)

- | |
|------------------|
| ① 重大な列車事故の未然防止 |
| ② 利用者等の関係する事故の防止 |

鉄道交通の安全について講じようとする施策

(56 頁)

1 鉄道交通環境の整備 (56 頁)

- ・鉄道施設の維持管理等の徹底、運転保安設備の整備等の強化を促進する。

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 (57 頁)

- ・学校、沿線住民等を対象とした広報活動を推進する。

3 鉄道の安全な運行の確保 (57 頁)

- ・鉄道事業者に対する保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況等について適切な指導を行うとともに、フォローアップを実施する。
- ・乗務員等の資質向上を図るとともに、列車の運行管理体制の充実等を図る。

4 鉄道車両の安全性の確保 (58 頁)

- ・適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

5 救助・救急活動の充実 (58 頁)

- ・事故発生時における、消防機関等との協力活動体制の強化を図る。

6 被害者等支援の推進 (58 頁)

- ・警察、医療機関等と連携を図り、被害者等の心情に配慮した対策を推進する。

7 鉄道事故等の原因究明と再発防止 (58 頁)

- ・原因究明を迅速かつ的確に行い、再発防止を図る。

8 研究開発及び調査研究の充実 (59 頁)

- ・施設、車両、運転等に関する新技術の評価とその効果予測に関する研究等の実施。

第3章 踏切道における交通の安全

(60 頁)

踏切事故の状況

(61 頁)

全国の踏切事故は長期的には減少傾向にあるが、依然として鉄道運転事故の約3割を占めている。

今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

(62 頁)

それぞれの踏切の状況等を勘案した、より効果的な対策を推進する。

踏切道の安全について講じようとする施策

(62 頁)

- 1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進 (62 頁)**
 - ・ 主要な道路との立体交差化による踏切道の除却等を推進する。
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 (62 頁)**
 - ・ 踏切遮断機等の整備や、道路交通量を考慮した交通規制を実施する。
- 3 踏切道の統廃合の促進 (63 頁)**
 - ・ 踏切道の立体化等に併せ、近隣踏切道の統廃合を促進する。
- 4 その他踏切の交通の安全と円滑化を図るための措置 (63 頁)**
 - ・ 踏切関連施設の研究開発や、踏切通行車両等への事故防止啓発を図る。

第4章 大規模地震に備えての交通の安全

(64 頁)

想定される事態と初動措置

(64 頁)

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の対策を検討する。

講じようとする施策

(66 頁)

- 1 緊急交通路等の確保 (66 頁)**
 - ・ 災害発生時における迅速な交通規制や、交通情報板等の装置の整備を図る。
- 2 警戒宣言発令時及び地震発生時における自動車運転者の執る措置の周知徹底 (66 頁)**
 - ・ 交通混乱を防止するため、自動車運転者の執るべき措置の周知を図る。
- 3 信号用電源付加装置及び移動式交通情報車等の整備 (66 頁)**
 - ・ 停電に備えた装置や、適正な広報を行う施設の整備を図る。
- 4 その他の交通安全対策 (67 頁)**
 - ・ 緊急輸送路上に存在する橋梁等に対し、橋脚の補強等を推進する。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中区協議会 部会等の設置について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	第1回中区協議会（4月26日）において依頼した、特定の地域課題について調査・研究し、改善策等を取りまとめる部会等の設置について、アンケート結果を報告し、今後の方向性についてご意見をうかがうもの。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

中区協議会 部会の設置等に関するアンケート 集計結果

○問1：部会等の設置について、賛成ですか？ 【1つに✓】

回答	人数
賛成	14
反対	1
どちらともいえない	2

○問2：調査・研究すべき地域課題（テーマ）をお選びください。 【1つに✓】

回答	人数
交通安全	2
防災対策	4
中心市街地活性化	2
子育て支援	2
健康増進	1
文化の振興	1
その他	2

【その他】

- 不登校の子の居場所作り
- 協働センターをコアにした地区まちづくり拡充（先進事例の調査応用）
- 部会を開催することが目的にならないよう、実現可能なテーマを。

○問3：会の運営方法はどちらがよいですか？ 【1つに✓】

回答	人数
全員による協議	4
数人程度の部会を設ける	9
どちらともいえない	2

【その他】

- メーリングリストによる意見交換

○問4：部会を設ける場合、参加を希望しますか？ 【1つに✓】

回答	人数
希望する	7
希望しない	0
テーマによっては希望する	8

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	教育文化会館（はまホール）への提言に対する今後の対応について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：教育文化会館（はまホール）は築後55年が経過し、老朽化に加え耐震性の問題から、平成25年11月に閉館の方針を示した。</p> <p>経緯：閉館の方針に対し、平成26年2月から9月にかけて音楽団体から要望書が提出されるとともに、63,447件の存続要望の署名が提出された。平成27年4月、はまホールを休館とするとともに検証検討会を立ち上げ、今後のあり方について検討を行ってきた。</p> <p>課題：平成28年3月に検討会からなされた提言に対し、市の今後の方向性を示す。</p>
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<p>市は、検討会から提出された提言を重く受け止め、具体的な検討に入る。</p> <p>※ 提言及び市の考え方と今後の方向性：裏面のとおり</p>
備 考 (答申・協議結果 を得たい時期、今 後の予定など)	
担当課	生涯学習課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

教育文化会館（はまホール）への提言に対する今後の対応について

1 概要

教育文化会館（はまホール）は築後55年が経過し、老朽化に加え耐震性の問題から、平成27年3月末で休館した。

その後、休館後の市内文化施設の利用実態等を検証し、今後の同施設のあり方を検討するため「はまホール検証検討会」を設置し議論を進め、平成28年3月に同検討会から提言がなされた。

この提言を受け、同施設の今後の対応方針を検討する。

2 経緯

H24.3 公共施設再配置計画で、機能は「見直し」建物は「廃止」を公表

H25.11 市民文教委員会で閉館の方針を説明

H26.2～9 音楽団体から要望書が提出されるとともに、63,447件の存続要望の署名が提出される

H26.11 市長が検証検討会の結論が出るまでは休館とする旨を定例記者会見にて表明

H27.4 はまホール休館

H27.4～H28.2 はまホール検証検討会を開催（全5回）

H28.3 はまホール検証検討会が市長に提言

3 提言の内容

（1）施設整備の方向性

- ① はまホールと同等規模（1,000～1,500席）のホールは、今後も必要である。
- ② 整備手法は新設が望ましい。ただし、適地が確保できない場合は建替えも排除しない。

（2）整備に伴う条件

- ① 民間活力の導入や収益性のある機能付加などにより、コストダウンを図ること。
- ② 新たな需要の喚起につながる機能を検討し、市内外の交流人口の拡大を図ること。
- ③ 多くのホールが集中する市中心部については、統廃合を行うこと。

4 市の考え方と今後の方向性

提言を重く受け止め、下記について具体的な検討に入る。

- ① 新ホールは、浜松市が加盟しているユネスコ創造都市ネットワークをはじめとする創造都市戦略のなかで、市民の文化創造拠点として位置付け、新設整備を検討する。
- ② 整備にあたっては、新たな需要の獲得を図るため、公共と民間を含めた施設の複合化、多機能化と、PPP/PFI等民間活力の活用について検討する。
- ③ ホール規模や付加機能、他施設との複合化など施設全体の規模等を考慮したなかで、建設候補地を選定する。
- ④ 市中心部の公共ホールの統廃合について検討する。

5 今後のスケジュール（予定）

H28年度 今後の整備方針及び整備手法等について庁内検討会及び外部の有識者等も委員となっている「浜松市創造都市推進会議」にて検討

H29年度～ 基本構想・基本計画の策定 など

創造都市推進会議について

本市における多様な主体による創造都市の取組を支援するとともに、国内外の創造都市との交流・連携を進め、「創造都市・浜松」の発展を図ることを目的として設置

- 〔事業〕 ①事業計画の策定と進捗管理 ②国内外の創造都市との連携・交流
③創造都市の担い手研修や人材育成 ④創造都市施策についての調査・研究、提言
⑤「創造都市・浜松」の情報発信 等